

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業共同申請事業者募集要項

1 目的

鳥取県（以下、「県」という。）では、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランを策定し、住民理解のもと、環境と調和しながら再生可能エネルギーの導入を進め、自立分散型の地域エネルギー社会が構築されることを目指している。

このたび、県では、地域防災計画の避難所等に位置づけられた公共施設への再生可能エネルギー導入を進めるため、国の地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（以下、「地域レジリエンス推進事業」という。）への共同申請事業者を公募により募集する。

2 募集概要

(1) 募集内容

国の地域レジリエンス推進事業への共同申請事業者を募集する。

(2) 対象事業

公募で選定された事業者（以下、「共同申請事業者」という。）は、鳥取県立鳥取東高等学校と鳥取県立鳥取工業高等学校において、事業実施条件（別紙1）に従い、太陽光発電設備・蓄電池等を設置し、運営及び維持管理を行う。

(3) 事業の実施期間

地域レジリエンス推進事業の補助金交付決定日から令和5年1月31日まで（事業に係る金銭の支払い含む）。対象事業の実施期間を延長することはできない。

地域レジリエンス推進事業により設置した太陽光発電設備・蓄電池等の運営及び維持管理期間は、当該設備の設置工事着工後20年間とする。この期間を延長することはできない。

(4) 選定後の手続

共同申請事業者は、選定後速やかに県と協議を行い、国への申請書作成を行う。

また、事業開始前に県と協定を締結する。（別紙2協定書項目案参照）

(5) 県補助要件（地域レジリエンス・脱炭素化推進補助金（以下「本補助金」という。）

県は、定置型蓄電池設置費用について、地域レジリエンス推進事業の補助対象経費の2/3又は1,600千円/施設のいずれか低い額を上限に予算の範囲内で補助する。

(6) 国補助金募集内容による変更

地域レジリエンス推進事業は、公募開始前であるため、公募時の募集内容によっては、審査・選定等の手続を実施しない場合や募集条件を変更して再募集を行う場合がある。

3 応募に係る事項

(1) 応募資格

共同申請事業者として応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

ア 鳥取県内に本社（店）を有すること。

イ 補助事業を適切に実行する能力を有していること。

ウ 提出書類の受付最終日から6（2）の審査の日の前日までの間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 提出書類の受付最終日から6（2）の審査の日の前日までの間において、役員に、

次の各号のいずれかに該当する者がいないこと。

(ア) 破産者で復権を得ない者

(イ) 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

オ 提出書類の受付最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ク 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続きの申立てがなされている者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によるなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

(ア) 暴力団員を経営幹部とすること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

(エ) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。

(オ) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

(カ) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

コ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

(2) 導入設備の要件

別表1のとおりとする。

(3) 設備の国内調達

発電設備については、国産製品（国内メーカーが海外で生産したものを含む。）を使用するよう努めること。

(4) 施工業者の選定

建設・設備工事については、県内に事業所を有する企業への発注に努めること。

(5) 設備のメンテナンス

発電設備の性能を発揮するために必要な法定点検、定期点検、部品交換等のメンテナンスを行い、設備が故障した場合には、ただちに修理を行える体制を確保するとともに、事業終了後には蓄電池を含む当該設備を適切に撤去する等、維持管理業務を適切に行うこと。

なお、維持管理業務等業務の一部を委託等する場合は県内に事業所を有する企業への発注に努めること。

(6) 損害賠償責任

県及び第三者への損害について、事業者は損害を生じないよう最大限の配慮を行う

こととするが、万が一、事業者が損害を与えた場合には、事業者がその損害を賠償する義務を負うこと。

(7) 天災等による損害及び日射量の減少等のリスク

天災その他やむを得ない事情により生じた損害について、県は一切の責任を負わない。

また、発電設備の故障や劣化、気象の変動による日射量の減少や日照時間が想定を下回った場合などのリスクについては、事業者が負うこと。

県は、太陽光発電で発電した電力を優先的に購入することに努めるが、その購入量を保証するものではない。

(8) 地域レジリエンス推進事業共同申請における役割分担

様式	項目	県	事業者
A-1	応募申請書	○	◎
A-2	提出書類チェックリスト	○	◎
A-3	応募申請エントリーシート（事業者・事業内容）	○	◎
B-1	実施計画書	○	◎
B-2	対象施設が記載された地域防災計画等	◎	—
B-3	当該施設の建築確認書・耐震診断結果等の写し	◎	—
B-4	当該施設が記載されたハザードマップ（土砂災害・浸水被害）	◎	—
B-5	地方公共団体実行計画	◎	—
B-6	事業の実施体制表	○	◎
B-7	事業の実施スケジュール	—	◎
B-8	導入量算出表	○	◎
B-9	導入を予定している機器の仕様書	—	◎
B-10	導入設備の運用説明書	—	◎
B-11	CO2 排出量削減効果等集計表	○	◎
B-12	CO2 削減効果の算定根拠	○	◎
B-13	ランニングコスト削減額根拠資料	○	◎
C-1	経費内訳	—	◎
C-2	見積書・金額入り設計書	—	◎
C-3	消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト	—	◎
D-2	経理的基礎等に関する提出書類	—	◎
D-3	定款及び寄付行為等	—	◎
D-4	暴力団排除に関する誓約事項	—	◎
D-5	【リース契約の場合】契約関係資料等	○	◎
D-6	【エネルギーサービス契約等の場合】契約関係資料等	○	◎

◎：主たる責任者、○：資料提供等協力を行う

(参考) 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の補助事業者の公募（五次公募）

<https://www.eic.or.jp/eic/topics/2021/resi/010/>

4 スケジュール等

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 募集要項等の公表・配布 | 令和4年6月13日(月)～30日(木) |
| (2) 質問受付 | 令和4年6月13日(月)～22日(水) |
| (3) 質問への回答 | 令和4年6月13日(月)～24日(金) |
| (4) 事業計画書等の受付 | 令和4年6月13日(月)～30日(木) |
| (5) 審査委員会の開催 | 令和4年7月上旬 |
| (6) 審査結果の発表 | 令和4年7月中旬 |

5 共同申請事業者選定の手続き

(1) 募集要項の配布

募集要項は、次のとおり配布する。

ア 配布期間

令和4年6月13日(月)から30日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

鳥取県 生活環境部脱炭素社会推進課

(鳥取市東町1-220 鳥取県庁本庁舎7階)

電話：0857-26-7879

メールアドレス：datsutanso@pref.tottori.lg.jp

※募集要項等は、下記ホームページからも入手可

<https://www.pref.tottori.lg.jp/298854.htm>

(2) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(ア) 受付期間 令和4年6月13日(月)から22日(水)まで

(イ) 受付方法 質問票(別紙様式)に記入の上、8の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(ウ) 回答方法 令和4年6月24日(金)まで随時、質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、企業名及び競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、ホームページにも随時掲載する。

※ファクシミリ又はメール送信の場合は、件名に「地域レジリエンス推進事業」と記載したうえで送信すること。

(3) 事業計画書等提出書類の受付

応募者は、「3 応募に係る事項」を確認したうえで、「6 審査に係る事項」に掲げる審査基準を踏まえて、下記により提出すること。

なお、提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、事業者選定の取り消しを行う場合があるので、十分に注意すること。

ア 受付期間

令和4年6月13日(月)から30日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出書類等

次の提出書類を別添の様式に従い作成し、(ア)(オ)(カ)の提出書類等については各1部、(イ)(ウ)(エ)の提出書類等については正本1部、副本4部を提出すること。

- (ア)「応募申請書」(様式第1号)
- (イ)「共同事業計画書」(様式第2号)
- (ウ)「実施体制表」(様式第3号)
- (エ)「実施スケジュール」(様式第4号)
- (オ)定款及び寄付行為等(様式なし)
- (カ)「暴力団排除に関する誓約事項」(様式第5号)

ウ 提出方法

応募者は、イの書類等を下記提出先まで持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とすること。

※郵送の場合、令和4年6月30日(木)正午(必着)

【提出先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県 生活環境部脱炭素社会推進課
電 話 0857-26-7879

エ その他

提出された書類等に基づき、「6 審査に係る事項」に掲げる審査会において書面審査を実施する。

なお、審査結果については、別途通知を行う。

(4) 審査に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (ア)提出書類等に虚偽の記載を行うこと。
- (イ)提出期日以降の提出など本要項の定め反する提案を行うこと。
- (イ)その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

ウ 複数提案の禁止

同一の者が複数の企画提案に応募することはできない。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正等を除き、原則認めない。

オ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

カ 費用負担

企画提案に関する書類の作成、提出等応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

キ その他

- (ア)応募者は、提出書類等の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- (イ)提出書類等の提出後に辞退をする場合は、応募者は、審査会開催日前日の午後

4時まで（郵送の場合は必着）に、辞退届（様式自由）を脱炭素社会推進課に持参又は郵送により提出すること。

6 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織する「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取スタイルPPA関連事業の実施事業者等選定委員会）（以下、「審査会」という。）」が行う。なお、共同申請事業者の審査に当たっては、(3)の審査基準に基づき、提出書類等により審査を行い、事業計画の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

審査会において、一定以上の評価を得た者の中から共同申請事業者及び次点者を決定する。

(2) 審査会

ア 開催日時 令和4年7月上旬（予定）

イ 開催場所 鳥取県庁（鳥取市東町1-220）内会議室及びWeb（予定）

ウ その他

審査は、提出された事業計画書等によるものとする。

エ 審査結果については、それぞれの応募者に対し書面により通知するとともに、審査結果内容（共同申請事業者名）は、県ホームページ等で公表を行う。

(3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業主体 （実施能力）	事業を確実に実施する能力があるか （事業実施体制、施工管理体制、管理運用体制） 現実的なスケジュール設定がされているか	30
事業効果 （設置施設への効果）	設置する施設の日常の電力使用等に関し、どのような効果が見込めるか （売電単価や導入コストメリットも評価） 施設への影響が検討されていて十分な対策が講じられているか。	20
事業効果 （地域レジリエンスへの効果）	地域レジリエンスの観点で、災害時にどのような効果が見込めるか （災害時の運用方法、対応設備に相応する発電・蓄電規模が想定されているか）	20
波及効果 （地域産業・地元企業の活用）	地域への貢献する事業であるか （地元企業による設置工事や地域新電力との連携）	20
その他 （独自性のある取組）	その他評価に値する独自性のある取り組みがあるか	10
	合計	100

7 留意事項

(1) 言語、通貨、単位

応募の際の提出書類、手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 個人情報保護

事業者が、本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、鳥取県個人情報保護条例（平成 17 年鳥取県条例第 2 号）及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成 17 年鳥取県規則第 108 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

事業者は、本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。

8 問い合わせ及び各書類等の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課

電 話 0857-26-7879（直通）

F A X 0857-26-8194

E-mail datsutanso@pref.tottori.lg.jp